

経税部
だより

2021年 年末調整の要点解説 (2020年改正を中心に)

税理士 伊藤 幸子

昨年の2020年は給与等の押印が必要なくなりました。また源泉徴収控除の改正及び所得金額調整控除の創設、またひとり親控除及び寡婦控除(寡夫)控除に関する改正など大きな改正がありました。

2021年は、年末調整に関しては改正がほとんどありませんが、扶養控除等申告書などの年末調整書類について、従業員が不要とされました。

【2020年の改正について】

1. 給与所得控除の改正と基礎控除の改正

2020年から図表1と図表2にありますように給与所得控除の改正と給与所得控除の改正と

2. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える者、特別障害者、又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計

3. ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

それぞれ次のように改正されました。

ひとり親控除

①所得者本人が現に婚姻していない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の要件のいずれにも該当する人は、ひとり親控除として35万円を控除することとされました。

- (イ) その人と生計を一にする子(※1)を有すること
- (ロ) 合計所得金額が500万円以下であること
- (ハ) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと
- (ニ) 子とは他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない人を除き、その年

分の総所得金額等が48万円以下の子に限り、ひとり親控除として35万円を控除することとされました。

申告書の提出が必要で、この用紙は扶養家族がいてもなくても年末調整を受ける従業員全員に記載してもらう必要があり、配偶者や子などの専従者給与を受けている人も従業員に必ず記載してもらう必要があります。

また、本人や扶養家族等に障害者等がいる場合、ひとり親控除に該当する人は、寡婦控除として27万円を控除することとされました。

基礎控除は本人の所得の金額で、控除額が変わります(図表2参照)。

配偶者控除等は、本人の所得に応じて配偶者控除及び配偶者特別控除が適用できるか否かわります。

最近では、確定拠出年金に加入している方も見受けられますので、その

場合はその金額を小規模企業共済等掛金控除の欄に記載します。

3. 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

基礎控除の改正及び所得金額調整控除の創設により、配偶者控除申告書の用紙にこれらの申告書

これは生命保険や本人が国民健康保険などを支払っている場合にその内容を記載するものです。また本人が国民健康保険や国民年金を支払っている場合は、社会保険料控除の欄に記載します。なお、国民年金は年金機構から送ってくる証明書が必要で

年末調整が終わったから、従業員に対しては源泉徴収票を記載して渡します。そして、源泉徴収票と同じ内容のものを給与支払報告書に記載して、従業員が居住している市町村に提出します。税務署から送られてきた

【年末調整について】

1. 年末調整の対象者

原則として、扶養控除等申告書を提出している従業員で、1年を通じて勤務している人及び年の途中で就職し、年末まで勤務している人等が対象です。本年中の給与の収入金額が200万円を

2. 扶養控除等申告書

上記のとおり年末調整を受ける人は扶養控除等

図表1 給与所得控除の改正

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40% - 100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30% + 80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20% + 440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10% + 1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円 (上限)

平成29年分～令和元年分

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	650,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30% + 180,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20% + 540,000円
6,600,001円から 10,000,000円まで	収入金額×10% + 1,200,000円
10,000,001円以上	2,200,000円 (上限)

図表2 基礎控除の改正

納税者本人の 合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

※令和元年分以前の基礎控除の金額は、納税者本人の合計所得金額にかかわらず、一律38万円です。

6. 各種法定調書の提出

年末調整が終わったから、従業員に対しては源泉徴収票を記載して渡します。そして、源泉徴収票と同じ内容のものを給与支払報告書に記載して、従業員が居住している市町村に提出します。税務署から送られてきた用紙は複写式になっていますので、同時に作成できます。また税務署には法定調書合計表を提出します。これには、従業員全員(専従者を含む)の給与の支払総額や源泉所得税の最終の合計額を記載します。

4. 保険料控除申告書

よく見て記載し、計算する必要があります。

次に社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除等を記載して所得控除の金額の合計額を記載し、先ほどの調整控除後の金額から所得控除の金額から所得控除の金額を控除し、これを調整控除後の金額とします。

これは生命保険や本人が国民健康保険などを支払っている場合にその内容を記載するものです。また本人が国民健康保険や国民年金を支払っている場合は、社会保険料控除の欄に記載します。なお、国民年金は年金機構から送ってくる証明書が必要で

計算された所得税の金額と、従業員が1月からの12月までに徴収した源泉所得税の合計額を比較し、徴収済みの金額が多い場合はその差額を本人に還付します。少ない場合は本人から徴収することになります。

5. 年末調整の計算

年末調整の計算は源泉徴収簿に記載しながら進めます。給与等の総収入金額から給与所得控除後の金額を算定します。そして所得金額調整控除額のある場合には、給与所得控除後の金額からその所得金額調整控除額を控除し、これを調整控除後の金額とします。これを調整控除後の金額とします。

基礎控除は本人の所得の金額で、控除額が変わります(図表2参照)。

配偶者控除等は、本人の所得に応じて配偶者控除及び配偶者特別控除が適用できるか否かわります。